



## Transfer pricing alert Belgium

### ベルギー移転価格文書化要件

2016年12月2日、ベルギー移転価格規制導入の詳細を記した勅令が公表されました。

#### 概略

2016年7月1日、ベルギーにおける移転価格文書化の要件が公表されました。どの企業が新報告要件に該当するかどうかの閾値に関しては、[2016年7月7日付け、ニュースレター](#)に見解を記しています。

新たな法的フレームワークは、OECDの税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画13に概ね沿ったものになっています。

勅令は、新ベルギー移転価格規制導入に関する追加の詳細を提供するとともに、報告すべき事項をより明確にしています。ベルギー税務当局に対して提出すべき報告書のテンプレートも明らかにされました。

#### ベルギー移転価格報告要件の概要

ベルギーにおける最も重要な報告事項と提出期限の概要は以下とおりです。ベルギー政府によって要求される情報の内容に応じて提出期限が異なることにご留意ください。

#### マスターファイル

- テンプレートが利用可能

- 納税者は、グループの組織構造の詳細、事業活動、無形資産、財務状況と税務ポジションを報告することが求められる
- 英語での提出可
- 2016年1月1日以降に開始する会計年度に関しては、2017年末までに提出しなければならない

## ローカルファイル

ローカルファイルは特定の2つのフォームから構成される：

### 一般情報を記載したフォーム

- ベルギーにおける事業活動の概要
- 2016年1月1日以降に開始する会計年度から適用（セクションA1-A8とC1）
- ファイルは税務申告書と一緒に提出される必要がある
- アペンディックスとして移転価格スタディ、フレームワークの同意書、移転価格メソドロジーや組織構造の詳細を添付することが可能

### 事業単位毎の詳細情報

- 関連者間と第三者間との取引に関する、営業利益を含む直近3年間の財務情報の詳細
- 関連者間取引のリストと商品、サービス、無形資産と利息の受け払いに関する金額
- 事業単位や取引毎の移転価格メソドロジーや移転価格スタディの開示
- 導入を1年遅らせた。2017年1月1日以降に開始する会計年度から適用（セクションB1 – B12）

したがって、FY2016に関しては(潜在的な)移転価格文書が用意できているかを提示する義務はまだありません。しかし、関連者間取引のアームスレングスの性質をサポートするのはこの文書になりますので、準備して2016年申告書に添付することが推奨されます。

## 国別報告書

### 通知義務

- テンプレートが利用可能  
(テンプレートの利用は義務ではない)
- このフォームは、会計年度の終了日までに提出されなければならない
- 国別報告書の閾値に該当する全てのグループ会社は、国別報告をする事業体を通知しなければならない(すなわち、親会社、親会社の代理、その他法的事業体、もしくはベルギー恒久的施設)
- 2016年の提出期限延長：初年度については導入を遅らせた。通知書の提出は2017年9月30日まで

- 通常郵便もしくはEメールで提出可能：

[BEPS13@minfin.fed.be](mailto:BEPS13@minfin.fed.be)

### 国別報告書

- テンプレートが利用可能
- どのグループ会社が国別報告書を提出するかの通知は、在ベルギーの会社・支店・恒久的施設によってベルギー税務当局に対してなされなければならない
- 2016年1月1日以降に開始する会計年度の国別報告書は2017年末までに提出しなければならない
- 2016年の国別報告書は2017年10月から提出することが推奨される
- ベルギー税務当局が情報交換により国別報告書にアクセスできない場合は、ベルギーに所在する事業体に国別報告書の詳細を要求することが可能

### 公式発表ご参照

ベルギー移転価格文書化要件の導入施策に関する詳細に関しては、2016年12月2日付けベルギー官報をご参照下さい。( [Dutch](#) | [French](#) )

### お問い合わせ

本ニュースレターの内容についてお問い合わせ、国際税務・移転価格に関する全般的なご相談は、下記の日系企業担当ビジネスタックスコーディネーターまでご連絡ください。

- ウィム・エイナッテン(Wim Eynatten) 法人税パートナー  
[weynatten@deloitte.com](mailto:weynatten@deloitte.com), + 32 2 600 67 59
- ユルーン・レメンス(Jeroen Lemmens) 移転価格パートナー  
[jlemmens@deloitte.com](mailto:jlemmens@deloitte.com), + 32 2 600 69 82

ニュースレターに関する日本語でのお問い合わせ、配信先の追加、配信停止等につきましては、以下のジャパンデスク担当者までご連絡ください。

- 水越 徹 シニア・マネジャー  
[tomizukoshi@deloitte.com](mailto:tomizukoshi@deloitte.com), + 32 2 600 60 76
- 水野 美有紀 シニア・マネジメントアシスタント  
[mimizuno@deloitte.com](mailto:mimizuno@deloitte.com), + 32 600 6017

以下の Deloitte のページもご覧ください:

<http://www.deloitte.com/be/tax>

Tax alerts: [Japanese Services Group](#)

## Upcoming events

- 14/12/2016 [Automatic Exchange Of Information](#)
- 15/12/2016 [Care 4 Tax](#)
- 15/12/2016 [Actualités en matière de prix de transfert](#)
- 15/12/2016 [General terms and conditions in the digital area / 4.0](#)

## Replay past webinars



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, tax and legal, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 225,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2016. For information, contact Deloitte Belgium.

[Subscribe](#) | [Unsubscribe](#)